

国立大学法人神戸大学における物品供給等契約に係る取引停止等の取扱要項

(目的)

第1条 国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の供給及び製造、役務その他の契約（以下「物品供給等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この要項において「不正行為」とは、別表第2に定める措置要件に該当する行為をいう。

3 この要項において「本学職員」とは、本学に所属する役員、教職員及びその他関連する者（非常勤を含む。）をいう。

(取引停止の措置)

第3条 国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年4月1日制定）に規定する契約担当役（以下「契約担当役」という。）は、建設工事を除く各省庁の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学競争参加資格者名簿に登録された者その他の者（以下「業者」という。）が別表第1及び別表第2に定める措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより取引停止期間を定め、物品供給等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 契約担当役は、取引停止を行った場合は、国立大学法人神戸大学会計実施細則別表第1に規定する事務を担当する者及び事務を代理する者に措置の内容及びその理由を通知するものとする。

3 取引停止の対象とする事案は、原則として公的機関からの通知によるもののほか、神戸市内で販売されている新聞の報道により知り得たものとする。

4 本学職員は、本学の契約の相手方である業者が次の各号に掲げる事項に該当することを知り得た場合、速やかに契約担当役に報告しなければならない。

(1)別表第1及び別表第2に定める措置要件に定める事項に該当する場合。

(2)前号に掲げるもののほか、本学に不利益を与え、又は社会的信用を損なう行為を行った場合。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の最短期間及び最長期間の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の最短期間及び最長期間とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了3カ年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の最短期間は、当該各号に定める最短期間の2倍の期間とする。

3 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

4 前項の措置を講じた場合の通知は、第3条第2項の規定を準用する。

5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

6 契約担当役は、業者が過去の不正行為について、本学に対して自己申告した場合に、情状を考慮して取引停止期間の減免を行うことができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 契約担当役は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該契約担当役の契約に係る製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りでないものとする。

(取引停止の通知)

第7条 契約担当役は、第3条第1項の規定による取引停止を行い、第4条第3項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し通知するものとする。

(警告又は注意の喚起)

第8条 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この要領により難い取引停止案件の取扱いについては、契約担当役の判断により決定できるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年1月4日から実施する。

別表第1（事故等に基づく措置基準）

措 置 要 件	取引停止期間		
	開始日	最短期間	最長期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 本学の物品供給等契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加者の資格の審査に係る申請、その他の入札前の調査資料又は契約後に本学に提出した資料等に虚偽の記載をし、物品供給等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日	1 カ月	6 カ月
<p>（過失による粗雑な物品供給等契約の履行）</p> <p>2 本学の物品供給等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたとして認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>(1) 会計検査院に指摘されたとき</p> <p>(2) 会計検査院に指摘されて国会報告されたとき、又は本学監査委員に指摘されたとき</p> <p>(3) 契約の履行状況が不良なとき</p>	当該認定をした日	2 カ月 2 カ月 1 カ月	3 カ月 3 カ月 3 カ月
<p>（物品供給等契約違反）</p> <p>3 前項に掲げる場合のほか、本学の物品供給等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき</p> <p>ア 公害及び危険防止対策が不良のとき</p> <p>イ その他本学職員又は検査職員の指示に従わないとき</p> <p>(2) 履行期限を遅延したとき</p> <p>ア 60日以上</p> <p>イ 30日以上60日未満</p> <p>ウ 30日未満</p> <p>(3) 物品の納入について減価採用したとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、本学の物品供給等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日	1 カ月 1 カ月 1 カ月 1 カ月 1 カ月 1 カ月	3 カ月 3 カ月 2 カ月 3 カ月
<p>（公衆損害事故）</p> <p>4 物品供給等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を出し、又は火災等により重大な損害を与えたとき</p> <p>(2) 負傷者を出し、又は(1)に至らない損害を与えたとき</p>	当該認定をした日	2 カ月 1 カ月	6 カ月 3 カ月
<p>（履行関係者事故）</p> <p>5 物品供給等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 本学の物品供給等契約のとき</p> <p>ア 死亡者を出したとき</p> <p>イ 重傷者を出したとき</p> <p>(2) 本学以外の公共機関の物品供給等契約のとき</p>	当該認定をした日	1 カ月 1 カ月 1 カ月	2 カ月

別表第2（不正行為に基づく措置基準）

措 置 要 件	取引停止期間		
	開始日	最短期間	最長期間
<p>（贈賄）</p> <p>1 次に掲げる者が本学職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次に掲げる者が本学以外の公共機関（贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日</p>	<p>4 カ月</p> <p>3 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>3 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p>	<p>1 2 カ月</p> <p>9 カ月</p> <p>6 カ月</p> <p>9 カ月</p> <p>6 カ月</p> <p>3 カ月</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>3 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項に違反し、物品供給等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>2 カ月</p>	<p>9 カ月</p>
<p>（競争入札妨害又は談合）</p> <p>4 次に掲げる者が締結した物品供給等契約に関し、代表役員等が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本学職員</p> <p>(2) 本学以外の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日</p>	<p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p>	<p>1 2 カ月</p> <p>1 2 カ月</p>
<p>（架空取引等による不正行為）</p> <p>5 本学職員と癒着共謀して、架空又は事実と相違する取引（次に掲げる不正取引を含む。）を偽装し、不正に代金を受領したと認められるとき。</p> <p>(1) 預り金（本学職員からの預け金の依頼の承諾）</p> <p>(2) 支払期日の不明確な取引</p> <p>(3) 取引事実と異なる書類の提出</p> <p>(4) 将来の売買を前提とした貸し出し（本学契約担当部署の了解を得たものを除く。）</p> <p>(5) 本学職員と共謀して、他社との競争を排除しての随意契約の締結</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>3 カ月</p>	<p>1 8 カ月</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、物品供給等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>1 カ月</p>	<p>1 8 カ月</p>
<p>（その他）</p> <p>7 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>1 カ月</p>	<p>1 8 カ月</p>